

エンドユーザーライセンス許諾契約
ロイヤリティフリー版 EcoStruxure IT ソフトウェアゲートウェイ
(以下「EULA」という)

2019年5月

重要 よくお読み下さい。

本 EULA は、お客様が電子媒体、ダウンロード、CD その他いずれのメディアによりソフトウェア製品を取得したかにかかわらず、お客様による EcoStruxure IT ソフトウェアゲートウェイ（以下「**本ソフトウェア製品**」という）の使用について規定するものです。本 EULA をよくお読み下さい。さらに、本 EULA は、試用版、評価版、デモ版、通常版またはその他いずれの種類の本ソフトウェア製品の使用ライセンスがお客様に許諾されたかにかかわらず、本ソフトウェア製品のお客様による使用に適用されるものです。

本 EULA の各条件へのお客様の同意、ならびに本 EULA に拘束されることへのお客様の同意を確認するため、インストールプロセス時に画面に表示される該当するボタンをクリックして下さい。お客様が本 EULA の契約当事者となることを希望せず、またその条件により拘束されることに同意されない場合は、該当する反対のボタンまたはキャンセルボタンをクリックして下さい。それにより、インストールプロセスは自動的に停止します。上記後者の場合において、本ソフトウェア製品が物理コピーとして既にお客様に提供されている場合、お客様はその受領より三十（30）日以内に本ソフトウェア製品（同梱のすべての印刷物およびその包装箱を含む）をお客様が当該本ソフトウェア製品を取得した場所まで返還しなければなりません。本ソフトウェア製品がダウンロードの形でお客様に提供されていた場合、お客様は、本ソフトウェア製品ならびにすべての関連ファイルおよびその他の電子物を直ちにお客様のコンピューター、ハードディスク、サーバー、タブレット、スマートフォンその他本ソフトウェア製品を含むデバイス上から削除しなければなりません。

本EULAは、本ソフトウェア製品の提供先であるお客様、法人、その他法的主体（以下「**お客様**」という）とシュナイダーエレクトリック（以下に定義する）との間で締結される法的契約です。お客様は、本ソフトウェア製品のインストールを完了する者がお客様を本EULAの各条件に拘束させ、お客様による本EULAの各条件への同意を承認する権能または法的権限を有することを確認する義務を負います。システムインテグレーター、請負業者、コンサルタントその他の当事者が、お客様による本ソフトウェア製品の使用に先立ってお客様の代わりに本ソフトウェア製品をインストールまたは使用する場合、当該第三者は、お客様を代理して行為するお客様の代理人または代表者とみなされるものとし、お客様は、お客様が自ら本ソフトウェア製品をインストールまたは使用したのとして、本EULAに含まれるすべての諸条件に同意したものとみなされます。お客様が本ソフトウェア製品のエンドユーザーまたはライセンシー（以下「**エンドユーザー**」という）の代わりにまたは先立って本ソフトウェア製品をインストールまたは使用する第三者（システムインテグレーター、請負業者、コンサルタントその他第三者）である場合、お客様は、お客様がエンドユーザーを本EULAに拘束させる権能または法的権限を取得していることを確認する義務を負います。

シュナイダーエレクトリックによって別段書面で同意されない限り、ソフトウェア保守およびサポートサービスは含まれません。

本EULAの条件は、本EULAに添付されるかまたは本EULAが関係する本ソフトウェア製品、ならびに本ソフトウェア製品に含まれるプログラムを有効化するデバイスを含む関連メディア、本ソフトウェア製品に関連する印刷物、オンラインもしくは電子記録によるドキュメンテーション、情報、仕様、指示または資料（以下「**本ドキュメンテーション**」という）に適用されます。本ドキュメンテーションはシュナイダーエレクトリックのウェブサイト（<http://schneider-electric.com>）より取得、またはシュナイダーエレクトリック社の現地サポートセンターにお問い合わせください。お客様は、強行法規である現地の法令により要求される場合を除き、上記のドキュメンテーションおよびその他コンテンツが英語による表記でのみ供給されることに同意します。本ソフトウェア製品には、お客様が最初にお客様の本製品のコピーを取得した日以降、かつお客様が本EULAに同意した日以降にシュナイダー

エレクトリックがお客様に提供するかまたはお客様に公開するソフトウェアアップデート、アドオンコンポーネント、ウェブサービスおよび／または付録も含まれます。ただし、かかる品目に個別のライセンス契約または利用規約が付随する場合はこの限りでなく、かかる場合において当該個別のライセンス契約が適用されるものとします。

本 EULA において使用される場合、「シュナイダーエレクトリック」とは、その主たる事業所を 132 Fairgrounds Road, West Kingston, RI 02892, United States に有し、本ソフトウェア製品に対する知的財産権を所有する Schneider Electric IT USA 社をいいます。

本ソフトウェア製品がシュナイダーエレクトリックまたはシュナイダーエレクトリックがモバイルアプリケーションとして本ソフトウェア製品を販売するために公式に指定または認定した第三者が所有するいずれかのモバイルアプリケーションプラットフォームまたはストアを通じてモバイルアプリケーションとしてお客様に提供された場合であっても、本 EULA の各条件はお客様に適用され、シュナイダーエレクトリックとお客様との間で引き続き完全に執行可能となります。さらに、本 EULA の各条件は、お客様が本ソフトウェア製品をシュナイダーエレクトリックの正規販売代理店または再販業者より取得した場合にも適用されます。本 EULA は、本ソフトウェア製品を使用する限定的権利を付与するものであり、シュナイダーエレクトリックおよびそのライセンサーはその他すべての権利を留保します。お客様は、明示であれ黙示であれ、本 EULA において明示的に許諾された以外のいかなる権利も取得するものではありません。お客様は、お客様が本 EULA において明示的に認められるとおりにのみ本ソフトウェア製品を使用するとともに、お客様が本ソフトウェア製品の技術的制限（お客様は一定の方法によってのみ本ソフトウェア製品を使用することができる）を遵守することに同意します。

1. ライセンスの許諾

- 1.1 お客様が本EULAに含まれる各条件のすべてを遵守することを条件として、シュナイダーエレクトリックはお客様に対し、本ソフトウェア製品に関する本ドキュメンテーションまたはアバウトボックスに定める期間中、かつそれらに指定するライセンスモデルに従い、当該ドキュメンテーションまたはアバウトボックスに記載する本ソフトウェア製品を使用する非独占的、譲渡不能、使用料無償、限定的、全世界対象（地理的に制限される場合を除く）のライセンスを許諾します。本ソフトウェア製品は、お客様の通常の業務の目的のためにのみ、お客様が当該本ソフトウェア製品を許諾されている特定の指定ユーザーにより、特定の場所において、特定のデバイス上で、かつ／または特定のシステム上で（かかる指定ユーザー、場所、デバイスおよび／またはシステムは本ドキュメンテーションまたはアバウトボックスに記載するとおりとする）使用することができます。本ドキュメンテーションまたはアバウトボックスに本契約に基づき許諾されるライセンスの期間・条件の記載がない場合、シュナイダーエレクトリックがお客様に提供する新しいソフトウェア製品であって、当該新しいソフトウェア製品のお客様による使用にその時点で適用されるエンドユーザーライセンス契約に従って使用することにお客様が同意することを確認した新しいソフトウェア製品と本ソフトウェア製品が交換されない限り、当該ライセンスは継続するものとします。本ソフトウェア製品は、オブジェクトコード（機械可読）形式でのみお客様に提供され、シュナイダーエレクトリックはいかなる場合においても、本ソフトウェア製品のソースコードをお客様に開示する義務を負わないものとします。ただし、かかる義務が本第11条に従って要求される場合はこの限りではありません。本ソフトウェア製品（関連する本ドキュメンテーションを含む）はお客様にライセンス許諾されるものであり、お客様に販売されるものではありません。
- 1.2 本EULAは、本ソフトウェア製品をインストールおよび使用のお客様の権利について記載し、規定するものです。本EULAの各条件がお客様が発行または提出する注文書または発注文書に含まれる諸条件に優先し、これに取って代わることが明示的に合意されます。お客様が発行する注文書または発注文書に含まれる諸条件は、それらが本EULAの各条件と矛盾する場合、その限りにおいて、シュナイダーエレクトリックによって明示的に拒絶されます。
- 1.3 試用期間の終了時、または期限付きライセンスの場合はライセンスがお客様に付与された一定期間の終了時、シュナイダーエレクトリックにより別のライセンスを取得しない限り、お客様の本ソフトウェア製品に対するライセンスは自動的かつ直ちに解除されます。その結果、本ソ

ソフトウェア製品は自動的にアンインストールされ、かつ／または使用不能となる場合があります（警告の有無を問わない）。

- 1.4 お客様は、お客様がインターネットまたは電話により本ソフトウェア製品を有効化する必要があるときは、通信料金が課される可能性があることを確認します。
- 1.5 本ソフトウェア製品の不正または違法利用を防止することを目的として技術的手段が考案／導入された場合、お客様は、シュナイダーエレクトリックが当該手段を用いることに同意するとともに、当該技術的手段に関する要件を遵守することに同意します。上記の手段は、本ソフトウェア製品の欠陥を構成するものでなく、それによってお客様は保証を求める権利を得るものではありません。
- 1.6 お客様が本EULAに明示的に定める法人ライセンスを取得した場合を除き、本ソフトウェア製品のフローティング、同時使用または共有は認められないものとし、本ソフトウェア製品の使用は、本EULAに基づきシングルユーザーライセンスまたはマルチユーザーライセンスとして許諾されるものとします。
- 1.7 シングルユーザーライセンスは、本ソフトウェア製品のメディア自体、そのアバウトボックスまたは本ドキュメンテーション等に貼り付けられたラベルに以下のように記載される場合に適用されます。「**シングルユーザーライセンス**」シングルユーザーライセンスは、常に一台のPC、タブレット、スマートフォン等のデバイス（以下「**デバイス**」という）上でのみインストールし使用することができ、ネットワークまたはその他複数のユーザーが同時に利用できるマルチステーション型のコンピューターシステム上でインストールおよび使用することは禁止されません。
- 1.8 上記の規定にかかわらず、お客様は、以下の場合に複数のデバイス上で本ソフトウェア製品をダウンロードし使用することができます。（i）本ソフトウェア製品がモバイルアプリケーション（アプリ）であり、（ii）当該デバイスのすべてがお客様によって、かつアプリケーションが最初にダウンロードされた同一のユーザーアカウントにより使用される場合。
- 1.9 マルチユーザーライセンスは、本ソフトウェア製品のメディア自体、そのアバウトボックスまたは本ドキュメンテーション等に貼り付けられたラベルに以下のように記載される場合に適用されます。「**マルチユーザーライセンス**」マルチユーザーライセンスは、複数のPCまたは同様のデバイス、ネットワーク、その他のマルチステーション型コンピューターシステム上で、対応する本ソフトウェア製品を同時に数に制限なくインストールすることが認められます。ただし、マルチユーザーライセンスにおいて、ユーザー数は対応する購入済みおよび登録済み本ソフトウェア製品のために規定された人数に制限されます。お客様がネットワークまたはその他マルチステーション型コンピューターシステムを通じてマルチユーザーライセンスを利用する場合、お客様は、本EULAに規定するすべての制限の遵守を保証するために必要な措置を導入する義務を負います。

2. 制限

- 2.1 お客様は、付属する本ドキュメンテーションを厳守した場合に限り、かつ本ドキュメンテーションまたは本EULAに記載する特定の目的のためにのみ、コンピューター等のデバイス上で本ソフトウェア製品をインストール、使用、アクセスおよび表示することができます。
- 2.2 さらに、制定法により別段明示的に要求または許可される場合、または有効な法人ライセンスの条件により別段明示的に認められる場合を除き、お客様は、以下の行為を行ってはならず、他の者に許可してはなりません。
 - (i) お客様に許可された本ソフトウェア製品の使用のためのバックアップを目的とする以外で本ソフトウェア製品をコピーすること。上記のコピーには、本ソフトウェア製品の原品に表示されたすべての著作権標識およびその他所有に関する文言を含めなければなりません。お客様は、本ソフトウェア製品のコピーを販売、リース、ライセンス許諾、賃貸その他の方法により譲渡してはなりません。本ソフトウェア製品に含まれる本ドキュメンテーションが電子形式またはオンラインでのみ提供される場合、お客様は、本ソフトウェア製品のために取得した各ライセンスにつき当該電子版の本ドキュメンテーションのコピー一部を

印刷することができます。本ソフトウェア製品に含まれる本ドキュメンテーションが印刷形式で提供される場合、お客様は、本ソフトウェア製品のために取得した各ライセンスにつき当該印刷された本ドキュメンテーションのコピー一部を作成することができます。

- (ii) 変更、翻案、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他本ソフトウェア製品のソースコードの再構成を試みることに、または本ソフトウェア製品の派生製品を作成すること。さらに、本ソフトウェア製品のエラー、バグまたは欠陥が生じたときは、シュナイダーエレクトリックは、法令により認められる限りにおいてかかるエラー、バグまたは欠陥を修正する権利を明示的に留保します。
- (iii) 本ソフトウェア製品をサブライセンス、リース、外部委託または賃貸し、または第三者に対し、自己もしくは他の者の利益のために本ソフトウェア製品の使用を許可すること。お客様は、ファシリティマネジメント、タイムシェアリング、サービス提供者または出力業者手配の一部として本ソフトウェア製品を使用してはなりません。
- (iv) 第3条を含むがこれに限定されず、本契約に基づき明示的に許可される場合を除き、本ソフトウェア製品の全部または一部を配信し、修正し、または派生製品を作成すること、あるいは本ソフトウェア製品を用いて作成されたアプリケーションを配信すること。
- (v) 直接または間接を問わず、米国またはお客様が本ソフトウェア製品を使用またはダウンロードする該当する法域の法令に違反する形で本ソフトウェア製品を輸出、再輸出、ダウンロードまたは発送すること。

2.3 お客様が上記の各規定を完全に遵守することを怠った場合、お客様は、あらゆる種類の損害賠償を含む、かかる不遵守より生じた一切の結果について責任を負うものとします。

2.4 本ソフトウェア製品の使用において、お客様が所有するコンテンツ、パブリックドメインのコンテンツまたは適正にライセンス許諾を受けたコンテンツ以外との組み合わせにより使用することは意図されません。お客様は、本ソフトウェア製品と合わせて使用するコンテンツファイルを作成、コピー、ダウンロード、記録または保存をするために、または本ソフトウェア製品と組み合わせる当該ファイルを提供もしくは配信するために、特許、著作権その他のライセンスを第三者に求めることができます。

2.5 お客様は、著作権およびその他の知的財産権に関して適用される制限を含むがこれらに限定されず、お客様が本ソフトウェア製品を使用またはダウンロードする法域のすべての適用法を遵守する方法でのみ本ソフトウェア製品を使用することに同意します。お客様は、いずれかの法域の著作権法によって保護されるコンテンツファイルその他の作品またはそれらに関する権利へのアクセスを制限するために採用される技術的手段の回避を試みることを目的として本ソフトウェア製品を使用し、あるいは当該技術的手段の回避を意図するデバイス、プログラムまたはサービスと組み合わせる本ソフトウェア製品を使用してはなりません。

3. その他の権利の概要

3.1 **デモ版、テスト版等のライセンス** お客様に許諾される本ソフトウェア製品のライセンスがデモ版ライセンス、またはテストもしくは評価を目的とする無料版ライセンスである場合、お客様は、本EULAの他の条項を損なうことなく、お客様に付与される当該ライセンスの目的以外で本ソフトウェア製品を使用する権利を有しません。

3.2 **許可されるアプリケーション** 本EULAの目的上、「許可されるアプリケーション」とは、お客様が本ソフトウェア製品（該当する場合そのプログラミングツールを含む）の使用、または本ソフトウェア製品のライブラリをアプリケーションに取り込むことにより（変更の有無を問わない）作成、開発または生成するアプリケーションをいいます。ただし、お客様がシュナイダーエレクトリックまたはその認定された再販業者より当該本ソフトウェア製品の有効なライセンスを付与されていることを条件とします。許可されるアプリケーションには、お客様がお客様の許可されたアプリケーションの一部としてまたは当該アプリケーションとともにお客様の顧客に提供する本ソフトウェア製品用の該当するランタイムエンジンならびに該当するドライバーインターフェースが含まれますが、これらに限定されません。

上記の規定にかかわらず、フィールドテストライセンス（本 EULA において定義する）に基づき取得したか、またはデモ、テストまたは評価の目的のために取得した本ソフトウェア製品を用いて作成されたアプリケーションは、許可されたアプリケーションに該当しません。

本 EULA に基づきシングルユーザーライセンスまたはマルチユーザーライセンスによってお客様に付与された権利への明示的な逸脱として、お客様は、お客様の顧客の敷地に立ち入り本ソフトウェア製品を使用することを目的として、お客様の敷地内で以前に有効化していた本ソフトウェア製品を dongle キー上にダウンロードする権限を有します。ただし、お客様が、お客様の顧客の敷地においてお客様の許可されたアプリケーションのインストールまたはコミッショニングを実行するにあたりその他のいかなる手段も合理的に利用可能でなかったことを証明し得ることを条件とします。

お客様は、下記に定める各要件に従うことを条件として、許可されたアプリケーションを配信その他公開することができます。

- (i) お客様の有効な著作権表示をお客様の許可されたアプリケーションに含めること。
- (ii) お客様が、お客様に引き渡された時点で本ソフトウェア製品上に表示されるか、またはお客様の許可されたアプリケーションの各コピーとともに配布された許可されたアプリケーションのアウトボックス内ならびに該当する印刷された本ドキュメンテーション内で本ソフトウェア製品に関して表示される著作権、商標、特許その他工業または知的財産権の表示を削除し、または不明瞭な状態にしないこと。
- (iii) お客様は、お客様の許可されたアプリケーションのマーケティングまたは識別において、シュナイダーエレクトリックの社名、ロゴまたは商標を使用してはなりません。ただし、お客様がシュナイダーエレクトリックとの間で締結されたお客様にかかる権利を付与する個別契約の当事者であるか、あるいはシュナイダーエレクトリックがお客様に対し書面によりそれらを使用する明示的な事前の同意を与えた場合はこの限りではありません。
- (iv) お客様は、お客様の許可されたアプリケーションの利用または配布に起因するか結果として生じる事業の損失、逸失利益、事業の中断、訴訟（弁護士料金を含む）、データの喪失による損害賠償金を含むがこれらに限定されない一切の請求、またはその他金銭的もしくは非金銭的損失または損害につき、それが契約、保証、不法行為（過失を含む）、厳格責任、制定法その他いずれに基づくものであれ、シュナイダーエレクトリックを補償、免責し、防御するものとします。ただし、お客様の契約上の補償義務は、シュナイダーエレクトリックの責に帰すべき請求者の損害賠償金もしくは被害額または和解額の割合、または適用法（該当する場合、連邦または州レベル）の下でシュナイダーエレクトリックに課される厳格責任にまで及ぶものではありません。上記の補償義務は、本 EULA の満了または解除後も存続します。
- (v) お客様は、お客様の許可されたアプリケーションの一部である場合を除き、第三者による本ソフトウェア製品（お客様による本ソフトウェア製品への変更を含む）の再配布を許可してはなりません。
- (vi) お客様は、お客様の顧客に対し、お客様の許可されたアプリケーションを使用する権利を付与するお客様のライセンス契約を提供します。かかるライセンス契約は、本 EULA と実質的に類似するものであり、いかなる面でも同程度以上の制限を規定するものとします。
- (vii) お客様は、その他の面で本 EULA を遵守します。

3.3 本ソフトウェア製品の組み込みまたは統合 お客様は、以下を条件として、本ソフトウェア製品をお客様の製品または第三者の製品に組み込み、その他統合することができます。

- (i) お客様がシュナイダーエレクトリックまたはその認定再販業者から本ソフトウェア製品の有効なライセンスを許諾されていること。

- (ii) 本ドキュメンテーションに組み込みまたは統合に関する指示または勧告が含まれる場合において、お客様は本ドキュメンテーションおよび本 EULA を遵守する方法によりかかる組み込みまたは統合を実施すること。
- (iii) お客様は、お客様の製品および当該第三者の製品に関して、許可されたアプリケーションに関して上記に規定する同一の各要件を遵守します。かかる前述の要件は、お客様が本ソフトウェア製品の組み込みまたはその他統合を実施したお客様の製品または第三者の製品のいずれかについて準用するものとし、上記の規定における「許可されたアプリケーション」への言及は、本条の目的上、本ソフトウェア製品が組み込まれたかその他統合されたお客様の製品または第三者への言及とみなされるものとしします。
- (iv) お客様は、お客様の顧客に対し、お客様が本ソフトウェア製品の埋込みまたはその他統合を行ったお客様の製品または第三者の製品を使用する権利を付与するお客様のライセンス契約を提供します。かかるライセンス契約は、本 EULA と実質的に類似するものであり、いかなる面でも同程度以上の制限を規定するものとしします。
- (v) お客様は、お客様によるお客様の製品または第三者の製品への本ソフトウェア製品の埋込みまたはその他本ソフトウェア製品の統合に起因するか結果として生じる事業の損失、逸失利益、事業の中断、訴訟（弁護士料金を含む）、データの喪失による損害賠償金を含むがこれらに限定されない一切の請求、またはその他金銭的もしくは非金銭的損失または損害につき、それが契約、保証、不法行為（過失を含む）、厳格責任、制定法その他いずれに基づくものであれ、シュナイダーエレクトリックを補償、免責し、防御します。ただし、お客様の契約上の補償義務は、シュナイダーエレクトリックの責に帰すべき請求者の損害賠償金もしくは被害額または和解額の割合、または適用法（該当する場合、連邦または州レベル）の下でシュナイダーエレクトリックに課される厳格責任にまで及ぶものではありません。上記の補償義務は、本 EULA の満了または解除後も存続します。
- (vi) お客様は、その他の面で本 EULA を遵守するものとしします。

4. インストール、保守およびサポートサービス

お客様は、本ソフトウェア製品の本ドキュメンテーションの条件に従い、本ソフトウェア製品の適切なインストールにつき責任を負うものとし、お客様はそれに関連するすべての費用および経費を負担するものとしします。本第9条に従って提供される保証を例外として、シュナイダーエレクトリックは、個別契約により定められるものを除き、本ソフトウェア製品に関連していかなる保守またはサポートサービスも提供しません。

5. アップデート方針

- 5.1 シュナイダーエレクトリックが本ソフトウェア製品のアップデート版またはアップグレード版を作成し、またはアドオンコンポーネントを提供する場合、シュナイダーエレクトリックは、お客様がシュナイダーエレクトリックまたはその認定再販業者との間で有効な保守契約を締結しない限り、それらをお客様に提供する義務を負いません。
- 5.2 お客様が本ソフトウェア製品のアップデート版もしくはアップグレード版、またはアドオンコンポーネントを受領する権利を有する場合、アップデート、アップグレードまたはアドオンの供給の時点の本EULAの条件に準拠するものとしします。
- 5.3 本EULAの対象である一部のソフトウェア製品には、ソフトウェアユーティリティ（以下「ソフトウェアアップデートユーティリティ」という）が含まれます。その機能とは、(i) お客様に本ソフトウェア製品のアップデート、アップグレードまたは新しいバージョンがダウンロード可能であるか否かを通知し、(ii) お客様が関連する料金を支払うことを条件としてお客様にダウンロードを許可し、(iii) 本ソフトウェア製品におけるお客様のエクスペリエンスを向上すると同時に、シュナイダーエレクトリックがお客様による本ソフトウェア製品の使用に関する適切な情報を収集し処理することを可能にすることです。上記の機能は、デフォルトで有効であり、本ソフトウェアアップデートユーティリティの設定より無効化することができ

ます。本EULAにおける本ソフトウェア製品への言及は、本ソフトウェアアップデートユーティリティへの言及が含まれるものとみなされます。

- 5.4 お客様が本ソフトウェア製品のアップデート版、アップグレード版もしくは新しいバージョン、またはアドオンコンポーネントを受領する権利を有する場合、お客様は、かかるアップデート、アップグレードもしくは新しいバージョン、またはアドオンに含まれる新機能、機能向上またはバグ修正を利用できるようそれらを実装することを推奨されます。
- 5.5 本EULAにおいて本ソフトウェア製品への言及があるときは、シュナイダーエレクトリックまたはその認定再販業者によってお客様に提供される本ソフトウェア製品のアップデート、アップグレード、新しいバージョンまたはアドオンへの言及も含まれるものとみなされます。

6. ライセンスキー

- 6.1 お客様は、本ソフトウェア製品がロックによって保護される場合、本ソフトウェア製品は、シュナイダーエレクトリックまたはその認定再販業者またはその代理人よりお客様またはお客様を代理する他の者に提供された有効なソフトウェアキーコードまたはハードウェアキー（以下「ライセンスキー」という）と組み合わせた場合に限り使用できることを認めます。
- 6.2 お客様は、かかるライセンスキーが専用の本ソフトウェア製品に対してのみ使用されるものであることに同意します。シュナイダーエレクトリックはその独自の裁量により、お客様より該当するライセンス料（該当する場合）を受領する前にお客様にライセンスキーを提供する場合がありますが、お客様は引き続きかかる料金をシュナイダーエレクトリックに支払う義務を負います。
- 6.3 本ソフトウェア製品およびライセンスキーが提供されるメディアに関するすべての危険負担は、引渡し時にお客様に移転します。引渡し後に本ソフトウェア製品またはライセンスキーが紛失、盗難または破損した場合、シュナイダーエレクトリックは本ソフトウェア製品またはライセンスキーを交換することを要求されません。
- 6.4 ライセンスキーが紛失、盗難または破損した場合において、シュナイダーエレクトリックがライセンスキーの交換に同意した場合、シュナイダーエレクトリックがお客様に交換用ライセンスキーを提供するに先立ち、お客様は、
 - (i) お客様が永久的に交換される本ソフトウェア製品またはライセンスキーを紛失または破損したこと、ならびにお客様が本ソフトウェア製品またはライセンスキーをいかなる形でも保持しておらず、またお客様が所有、運用または管理するその他のソフトウェアまたはシステムに含めていないことを確認しお客様が署名した宣誓供述書をシュナイダーエレクトリックに提供し、
 - (ii) 交換に関するその他のシュナイダーエレクトリックの指示に従うものとします。
- 6.5 ライセンスキーに欠陥があり、かつかかる欠陥がシュナイダーエレクトリックの行為（作為または不作為）に帰すべきものである場合において、シュナイダーエレクトリックが指定する保証期間内に欠陥のあるライセンスキーが返還されたときは、シュナイダーエレクトリックはライセンスキーを交換します。第9条「保証」に従い、欠陥のあるライセンスキーがかかる保証期間内に返還されなかったときは、シュナイダーエレクトリックは、シュナイダーエレクトリックがその時点で通知する事務手数料のお客様による支払い後にライセンスキーを交換します。
- 6.6 上記第1条に従って該当する場合、試用期間またはお客様にライセンスが許諾された限定的期間が終了した時点で、ライセンスキーは無効化される場合があります（事前警告の有無を問わない）。

7. 所有権

- 7.1 本ソフトウェア製品、ならびに本ソフトウェア製品に組み入れられたすべての権利、権原、権益、技術およびノウハウ（特許性の有無を問わない）、および本ソフトウェア製品に付随する著作権を含むがこれに限定されないすべての工業および／または知的財産権は、本ソフトウェア

ア製品に組み入れられたかその他本ソフトウェア製品とともにお客様に提供された第三者のソフトウェアを除き、シュナイダーエレクトリックの独占的財産としてとどまるものとします。

- 7.2 本EULAに含まれるいかなる規定も、本ソフトウェア製品に関するシュナイダーエレクトリックのいずれかの財産権をお客様に付与するものとはみなされません。本EULAの中で明示的に付与されない権利はすべて、シュナイダーエレクトリックが留保します。シュナイダーエレクトリックは、本ソフトウェア製品をお客様に販売するのではなく、単に本EULAに定めるライセンス権をお客様に付与します。
- 7.3 本ソフトウェア製品に組み入れられたかその他本ソフトウェア製品とともにお客様に提供された第三者のソフトウェアに関するすべての工業および／または知的財産権は、引き続き該当する第三者に帰属するものとし、かかる第三者の財産権に関して、お客様への所有権のみなし譲渡または黙示的譲渡は発生しません。
- 7.4 本ソフトウェア製品に関するシュナイダーエレクトリックの財産権の侵害についてお客様の知るところとなったときは、お客様はかかる侵害について直ちにシュナイダーエレクトリックに報告し、その利益を守るためにシュナイダーエレクトリックが要求するすべての適切な情報を提供するものとします。

8. 商標

シュナイダーエレクトリックおよびその他本ソフトウェア製品に含まれる商標は、シュナイダーエレクトリックグループの登録商標です。適用法に基づき別段法令による明示的な定めのある場合を除き、お客様は本ソフトウェア製品に含まれる商標、商号、商品名、ロゴ、著作権その他財産権表示、説明書き、シンボルまたはラベルを削除または改変してはなりません。本EULAは、シュナイダーエレクトリックまたはその認定再販業者の名称または商標を使用する権利をお客様に付与するものではありません。

9. 保証

- 9.1 シュナイダーエレクトリックは、自らが本EULAに規定する各条件に従い、本ソフトウェア製品および本ドキュメンテーションをお客様にライセンス許諾し、その他提供する権限を有することを保証します。上記の規定にかかわらず、第3.1条に言及するライセンスの種類にはいかなる保証も適用されないものとします。
- 9.2 保証期間は、本ソフトウェア製品がお客様に引き渡された日から九十（90）日間とします。
- 9.3 上記の保証期間中、シュナイダーエレクトリックは以下のことを保証します。（i）本ソフトウェア製品が本ドキュメンテーションに記載する仕様に実質的に従って実行されること、ならびに（ii）本ソフトウェア製品がお客様に（有形で）提供されるメディアおよびライセンスキー（該当する場合）に素材および製造技術の面で瑕疵がないこと。

前述の限定的保証に関するシュナイダーエレクトリックの唯一の義務およびお客様の唯一の救済は、シュナイダーエレクトリックの裁量により無償で欠陥または不遵守を是正するかまたは瑕疵のある本ソフトウェア製品、メディアまたはライセンスキーを交換することです。ただし、

（i）お客様が上記の保証期間内に瑕疵についてシュナイダーエレクトリックに通知を与えており、かつ（ii）下記第9.4条に規定する例外に該当する瑕疵でないことを条件とします。

- 9.4 シュナイダーエレクトリックの保証は、本ソフトウェア製品、そのメディアまたはライセンスキーがお客様の過失または不正利用（本ソフトウェア製品と組み合わせて使用することがシュナイダーエレクトリックによって意図されていない第三者の製品（ハードウェア、ソフトウェア、ファームウェアまたはオペレーティングシステム）とともに本ソフトウェア製品を使用したこと、本ソフトウェア製品とともに不適切なハードウェアもしくはソフトウェアキー（該当する場合）を使用したこと、または本ソフトウェア製品の不正な保守を例とするがこれに限定されない）の結果として何らかの方法で改変されたか、または実行不可能となった場合、その限りにおいて排除されるものとします。

上記第9.3条に従ってお客様に供給される交換用本ソフトウェア製品、メディアまたはライセンスキーについては、元の九十（90）日間の保証期間の残余の期間、または三十（30）日間のいずれかより長い期間保証されます。一部の国の法令（連邦または州レベル）では明示または黙示的保証期間に対する制限が認められないため、上記の制限またはその他本契約に定める制限はお客様に適用されない場合があります。かかる場合において、当該保証は当該国内で法律上認められる最短期の保証期間に制限されます。

- 9.5 シュナイダーエレクトリックの保証はさらに、第5.4条に従ってシュナイダーエレクトリックが提供し、お客様が実装を許可および推奨される本ソフトウェア製品のアップデートまたはアップグレードを実装することによって本ソフトウェア製品の瑕疵または誤作動を防止することが可能であった場合には、かかる本ソフトウェア製品の瑕疵または誤作動について排除されるものとします。
- 9.6 適用法（該当する場合、連邦および州レベル）により認められる最大限において、シュナイダーエレクトリックは、本第9条に含まれるもの以外のいかなる保証も行わないものとし、明示であれ黙示であれ、特定目的への適合性、商品性、満足すべき品質、非侵害、所有権またはサンプルに関する補償を本ソフトウェア製品、そのアップデートおよびそのドキュメンテーションに関するその他すべての保証または表明を明示的に否認します。さらに、シュナイダーエレクトリックは、本ソフトウェア製品およびそのドキュメンテーションに含まれるかそれらにより表示される情報の正確性を保証するべく合理的な措置を講じる一方、シュナイダーエレクトリックは、明示であれ黙示であれ、本ソフトウェア製品または本ソフトウェア製品もしくはそのドキュメンテーションに含まれるかそれらにより表示される情報がお客様の要件、期待または目的を満たすものであること、あるいは、本ソフトウェア製品の運用に中断またはエラーが生じないこと、または本ソフトウェア製品がすべてのセキュリティ上の脅威、インターネット上の脅威またはその他脅威もしくは妨害より保護されることにつき、何らの保証または表明も行わないものとします。
- 9.7 シュナイダーエレクトリック、その認定再販業者、代理人もしくは従業員、またはシュナイダーエレクトリックを代理する他の第三者が行ったとされるいかなる口頭または書面による情報、陳述、意見または助言も、何らの責任も創出せず、また何らかの面で本EULAに明記する保証の範囲を拡大または変更するものではありません。

10. 責任

- 10.1 お客様は、お客様が本ソフトウェア製品を使用する用途、環境または目的のためのお客様による本ソフトウェア製品の使用、ならびに本ソフトウェア製品の性能、適合性および／または正確性に関し、お客様が単独かつ全面的に責任を負うものであり、引き続き責任を負うことを明示的に認め、これに同意します。ただし、シュナイダーエレクトリックがかかる用途、環境または目的に明示的に同意し、かつ同意された環境で使用され同意された用途および目的のために使用された場合の本ソフトウェア製品の使用、性能、適合性および／または正確性に関してお客様に明示的な保証を与えた場合はこの限りではありません。適用法により認められる最大限において、本ソフトウェア製品は「**現状有姿**」で、瑕疵があってもそれを含む状態で、かつ第9条に含まれないいかなる種類の保証もない状態で提供されます。
- 10.2 本EULAにいかなる矛盾する定めがあろうとも、シュナイダーエレクトリックまたは本ソフトウェア製品の作製、生産または配布に関与した第三者（シュナイダーエレクトリックのライセンスを含むがこれに限定されない）は、いかなる場合にも、本EULAまたは本ソフトウェア製品の使用、使用不能であったことまたは誤用に起因または関連して生じた事業の損失、逸失利益、使用不能損失、事業の中断、のれん、データの喪失による損害賠償金、またはその他金銭的もしくは非金銭的損失または損害に対する損害賠償を含むがこれらに限定されない、間接的、無形、付随的、懲罰的、特別または結果的損害、損失、費用または訴訟につき、それが契約、保証、不法行為（過失を含む）、厳格責任、制定法その他いずれに基づくものであれ、たとえシュナイダーエレクトリックが当該損害の可能性について知らされていた場合であっても、何ら責任を負わないものとします。

- 10.3 本EULAにいかなる矛盾する定めがあろうとも、本EULAまたは本ソフトウェア製品の使用、使用不能であったことまたは誤用に起因または関連して生じた損害および費用に対するシュナイダーエレクトリックの責任の総額は、それが契約、保証、不法行為（過失を含む）、厳格責任、制定法その他いずれに基づくものであれ、いかなる場合にも、損害または費用の原因となった本ソフトウェアのライセンスを受けるためにお客様が支払った総額を超過しないものとします。
- 10.4 お客様は、お客様による本ソフトウェア製品の使用、使用不能であったことまたは誤用に起因または関連して第三者により提起されたものを含め、シュナイダーエレクトリックに対して提起されたすべての請求、損害、要求または手続（弁護士料金を含む）につき、それが契約、保証、不法行為（過失を含む）、厳格責任、制定法その他いずれに基づくものであれ、シュナイダーエレクトリックを補償し、免責するものとします。ただし、かかる請求がシュナイダーエレクトリックによる第9.1条に規定する保証の不履行の結果生じたものである場合はその限りではありません。
- 10.5 本EULAに基づき許諾されるライセンスは、本ソフトウェア製品が第三者の製品とともに供給される場合において、認定の有無にかかわらず、シュナイダーエレクトリック以外の者によって本ソフトウェア製品に対して実施された変更、アップデート、翻訳または翻案を対象とするものではありません。かかる変更は、当該第三者が発行するライセンスの条件に準拠するものとします。シュナイダーエレクトリックは、上記の変更、アップデート、翻訳または翻案に起因または関連して生じた損害または結果につき、それが契約、保証、不法行為（過失を含む）、厳格責任、制定法その他いずれに基づくものであれ、何ら責任を負うものでなく、またそれらに関していかなる表明も保証も行いません。
- 10.6 本EULAの他の規定にかかわらず、本EULAに起因するシュナイダーエレクトリックの責任は、お客様または第三者による行為（作為または不作為）が発生した損失または損害に寄与した程度まで比例して縮減します。
- 10.7 本ソフトウェア製品がそのドキュメンテーションどおりに、個人情報を含むがこれに限定されないデータの収集、保管および／または処理を目的とする使用を意図される場合、お客様は本ソフトウェアのかかる使用において、適用あるデータ保護に関する法令を遵守することにつき単独かつ全面的に責任を負います。いかなる場合においても、シュナイダーエレクトリックは、本ソフトウェアにより収集、保管または処理されたデータのお客様による使用、またはお客様による適用あるデータ保護に関する法令の不遵守につき責任を負わないものとし、お客様は、お客様による当該法令の違反に起因または関連して第三者により提起されたものを含め、シュナイダーエレクトリックに対して提起されたすべての請求、損害、要求または手続（弁護士料金を含む）につき、シュナイダーエレクトリックを補償し、免責するものとします。
- 10.8 本EULAに含まれる保証および責任の制限または排除は、本EULAに適用される法令により認められる限りにおいて適用されるものとし、またとりわけ、当該国において適用される強行法規または場合によって公共の秩序に関する法令（連邦または場合に応じて州レベル）の下でお客様の利益となる制定法上の権利に影響し、損なうものではありません。
- 10.9 第三者製品との組み合わせの有無にかかわらず、本ソフトウェア製品が認定再販業者その他販売代理店もしくは本ソフトウェア製品を供給する第三者によってお客様に提供された場合、シュナイダーエレクトリックは、いかなる場合にも、お客様と当該第三者との間で締結された注文書その他の契約の当事者とはならず、それらに基づくいかなる責任も引き受け、その他負担しないものとします。その結果として、お客様が本ソフトウェア製品に関して有し得る一切の請求は、当該第三者に対してなされるものとし、お客様と当該第三者との間で締結される注文書その他の契約書の責任条項に従うものとします。シュナイダーエレクトリックは、かかる条項に基づくいかなる責任も負うものでなく、その文言に拘束されないものとします。
- 10.10 本EULA第10.2条および第10.3条に定める責任の制限に従い、シュナイダーエレクトリックは、本ソフトウェア製品がシュナイダーエレクトリックがその登記上の事務所または主たる事業所を有する法域（以下「内包法域」という）において執行可能ないずれかの著作権を侵害するか、または当該法域の法令に基づき保護されるトレードシークレットを盗用しているとする第三者による請求につき、お客様を防御し補償します。ただし、(i) お客様が請求後三十（30）日以内に書面でシュナイダーエレクトリックに通知すること、(ii) シュナイダーエレクトリック

は、抗弁およびすべての関連する和解交渉において単独の支配権を有すること、(iii) お客様がシュナイダーエレクトリックに対し、シュナイダーエレクトリックが本条に基づくその義務を履行するために必要な援助、情報および権限を提供することを条件とします。

シュナイダーエレクトリックは、内包法域外で発生した請求、または上記第10.10条に明示的に定めのない一切の請求につき、本条に基づきいかなる義務もお客様に対して負うものではありません。

本ソフトウェア製品が侵害すると判示されるか、シュナイダーエレクトリックが侵害すると思料するときは、シュナイダーエレクトリックは自らの裁量および費用負担により、(i) 本ソフトウェア製品を非侵害となるよう修正するか、または(ii) お客様のために本ソフトウェア製品の使用を継続するためのライセンスを取得することができます。シュナイダーエレクトリックの独自の裁量により、上記のいずれかの選択を実施することが経済または商業的に合理的でない場合、シュナイダーエレクトリックは侵害している本ソフトウェア製品のライセンスを解除し、お客様が侵害している本ソフトウェア製品のためにシュナイダーエレクトリックに支払ったライセンス料をお客様に返金することができます。

前述のシュナイダーエレクトリックの義務は、侵害の請求が以下に起因または関連する場合は適用されません。(i) お客様の設計、図面または仕様に従って提供された本ソフトウェア製品、(ii) シュナイダーエレクトリックの指示もしくは推奨に従うことなく、またはお客様の社内事業目的以外のために保管、使用または維持された本ソフトウェア製品、(iii) 本EULAに基づき提供された本ソフトウェア製品とシュナイダーエレクトリックが提供したのではない他の商品を組み合わせたことに起因する侵害請求、(iv) シュナイダーエレクトリックの書面による事前の同意を得ていない本ソフトウェア製品の改変、(v) お客様または第三者により供給または設計されたソフトウェアまたは製品、または(vi) シュナイダーエレクトリックが提供した修正または機能向上をお客様が利用しなかった場合。

本第10.10条は、侵害に関するシュナイダーエレクトリックの唯一の責任およびお客様の唯一排他的な救済を定めるものです。

11. 第三者ソフトウェア

11.1 本ソフトウェア製品は、未改変または改変された形で第三者ソフトウェアに組み入れ、または第三者ソフトウェアとともにお客様に提供することができます。かかる場合において、シュナイダーエレクトリックは、かかる情報をお客様に提供するものとします。

11.2 本EULAに同意することにより、お客様は当該第三者ソフトウェアに含まれる知的財産権を所有する第三者から許諾されるソフトウェアライセンス（以下「**代替ライセンス**」という）の各条件に同意するものとし、お客様による本ソフトウェア製品の一部である当該第三者ソフトウェアの使用は、当該代替ライセンスの各条件に従うものとします。上記の規定に加えて、代替ライセンスの対象である本ソフトウェア製品の部品に関して、シュナイダーエレクトリックの責任は、当該代替ライセンスの各条件に従って制限されるものとし、シュナイダーエレクトリックはいかなる場合にも、適用ある強行法規等により要求される場合を除き、かかる代替ライセンスより明示される責任額よりも広範または重大な責任を負うものではありません。

11.3 さらに、本ソフトウェア製品は、第三者のコードを含むコードを含む場合があります。かかる場合においてシュナイダーエレクトリックはその出典を明記しなければなりません。かかるコードの一部は代替ライセンスの条件に基づきリリースすることができます。かかるコードは、本EULAに基づきライセンス許諾されるものでなく、当該コードに関する唯一のライセンスを構成するとともにお客様と別ライセンサーとの間の関係を規定する代替ライセンスのみに従うものとし、本EULAは、上記の代替ライセンスに基づきお客様が有する権利または義務に変更を加えるものではありません。シュナイダーエレクトリックは、適用ある強行法規により要求される場合を除き、当該代替ライセンスの対象であるコードに関していかなる種類の保証も行いません。

- 11.4 お客様が意図するとおり本ソフトウェア製品を他の特定のソフトウェアまたはデバイスとの組み合わせにより使用することをお客様が希望する場合、お客様は、自己の費用および危険負担により、当該第三者より許諾される適切なライセンスを含め、かかる他のソフトウェアまたはデバイスを取得および維持しなければなりません。お客様が適切な第三のライセンスを取得または維持せず、かつその結果として第三者がシュナイダーエレクトリックに対し請求を提起した場合、お客様はかかる第三者による請求につきシュナイダーエレクトリックを補償するものとし、またシュナイダーエレクトリックは、それに関するいかなるサポートもお客様に提供する義務を負わず、お客様によるSDKの使用またはお客様もしくは第三者に生じた損害につき何ら責任を負うものではありません。
- 11.5 お客様によるSDKの使用の結果として第三者がシュナイダーエレクトリックに対し請求を提起した場合、お客様はかかる第三者による請求につきシュナイダーエレクトリックを補償するものとし、またシュナイダーエレクトリックは、それに関するいかなるサポートもお客様に提供する義務を負わず、お客様によるSDKの使用またはお客様もしくは第三者に生じた損害につき何ら責任を負うものではありません。

12. データ保護・データ使用への同意

- 12.1 本 EULA に基づくまたは本 EULA もしくは本ソフトウェア製品の使用に関連する個人データの処理に関して、各当事者は、関連法域における現地の適用あるデータ保護法令に基づくその各々の義務を遵守することに同意します。
- 12.2 第 5.3 条に記載する本ソフトウェアアップデートユーティリティ（「SESU」ともいう）に加えて、お客様は、一部の本ソフトウェア製品において、シュナイダーエレクトリックが本ソフトウェア製品から技術およびエンドユーザーに関する情報を収集できる分析および診断機能が含まれることを確認します。お客様は、シュナイダーエレクトリックが当該技術およびエンドユーザーに関する情報を分析および診断の目的のために、かつ本ソフトウェア製品ならびに／またはシュナイダーエレクトリックが提供するその他の製品およびサービスのユーザーエクスペリエンスを向上するために収集および使用する可能性があることに同意します。そのように収集されたいずれかの情報に個人情報（メールアドレス、ユーザーネームおよびパスワードまたはロケーション等）が含まれる場合、シュナイダーエレクトリックは、シュナイダーエレクトリックのデータ個人情報保護方針（<https://www.schneider-electric.com/en/about-us/legal/data-privacy.jsp>）に従って当該情報を処理します。

13. 監査

- 13.1 お客様は、シュナイダーエレクトリックが（合理的な書面通知をお客様に与えることにより）お客様による本EULAの各条件の遵守を検証することができるよう、お客様の通常の業務時間内に実施されるシュナイダーエレクトリックによる評価のために、すべての該当する記録を提供することに同意します。さらに、お客様は、シュナイダーエレクトリックまたはシュナイダーエレクトリックの授権された代表者より要請があったときは、お客様は速やかに、お客様およびお客様の従業員による本ソフトウェア製品の使用が本EULAの各条件を遵守することを書面でシュナイダーエレクトリックに提出し証明します。
- 13.2 シュナイダーエレクトリックは（合理的な書面通知を与えることにより）、お客様が本EULAを遵守していることを保証するため、お客様の通常の業務時間内にお客様による本ソフトウェア製品の使用を査察することができます。上記の評価または査察の結果によりお客様による本ソフトウェア製品の使用において不正または不遵守、あるいはお客様が契約上シュナイダーエレクトリックに支払うべき該当料金（該当する場合）の支払いが過少であったことが認められた場合、お客様は、(i) お客様による本ソフトウェア製品の実際の使用分を補填する相当の料金、またはシュナイダーエレクトリックに支払うべき料金の残額を直ちに支払い、(ii) シュナイダーエレクトリックに対し、かかる評価または査察に要した費用を償還するものとし、

14. 輸出規制

製品、ソフトウェア、技術または情報の輸出は、米国輸出管理法およびそれに基づく規則、ならびにデュアルユースおよび暗号化製品および技術に適用される EU 輸出管理規則 (No 428/2009) 等の、輸出規制に関する適用法令により規制または制限されます。お客様は、お客様またはお客様の代表者による本ソフトウェア製品の予定される輸出に対する上記の法令の成立および適用の判断、ならびにそれに関して要求される申告および認可の取得につき、単独で責任を負うものとし、お客様は、輸出に適用される法律または規制上の義務または制限に違反する形で本ソフトウェア製品をいずれの国からも輸出しないことに同意します。本ソフトウェア製品の輸出に関連して、上記の法律または規制上の義務または制限にお客様またはお客様のいずれかの代表者が違反した場合、お客様は、お客様またはお客様の代表者による侵害の結果としていずれかの第三者（政府および/または国際機関および/または組織を含むがこれらに限定されない）によってシュナイダーエレクトリックに対して請求された一切の損害につき、請求、損失、費用または経費よりシュナイダーエレクトリックを免責し、それらを補償するものとし、

15. 譲渡

本 EULA に基づくお客様の権利または義務は、シュナイダーエレクトリックの書面による事前の明示的な同意なしに、お客様またはお客様の代表者によって売却、サブライセンス、貸与、委譲、移転その他譲渡することはできません。シュナイダーエレクトリックは、シュナイダーエレクトリックグループ企業内のいずれかの会社、またはシュナイダーエレクトリックが支配権を取得するか合併したいずれかの会社に対し本ライセンスを譲渡することができます。

16. 契約期間および契約解除

- 16.1 本EULAに基づきお客様に付与されるライセンス権は、お客様が本EULAの条件に同意した日付をもって発効し、(i) 当該ライセンス権が第1条に従って一定期間の間お客様に許諾され、かかる一定期間が終了した場合、または (ii) 当該ライセンス権が第2条に従って試用期間によりお客様に付与され、お客様が第1条のとおり当該試用期間の終了時にライセンスを有効化しなかった場合、(iii) シュナイダーエレクトリックまたはお客様のいずれかが本EULAに基づく各々の義務を遵守することを怠り、本EULAがシュナイダーエレクトリックまたはお客様によって即時発効にて解除された場合において当該ライセンス権が満了または解除されない限り、有効に存続するものとし、
- 16.2 本EULAに基づき付与されたライセンス権の満了または解除時、お客様は、直ちに本ソフトウェア製品の使用を中止することを保証するものとし、お客様は、(i) 本ソフトウェア製品が物理コピーとしてお客様に提供されていた場合は、本ソフトウェア製品ならびに関連するコピーおよびデータ（お客様のコンピューターハードディスクまたはサーバーに保存されるものを含むがこれらに限定されない）とともに、同梱されたすべての印刷物とお客様が本ソフトウェア製品を取得した場所までの包装箱を破棄および削除し、(ii) 本ソフトウェア製品がダウンロードによりお客様に提供されていた場合には、本ソフトウェアならびにすべての関連ファイルおよびその他の電子物をそれらを格納したお客様のコンピューター、ハードディスク、サーバーまたはその他デバイスから削除しなければなりません。(i) および (ii) の両方において、お客様は、シュナイダーエレクトリックから要請があったときは、お客様が本第16.2条に定める要求される行為を実施したことを証明する文書をシュナイダーエレクトリックに提供するものとし、
- 16.3 本契約に基づきお客様に許諾されたライセンスの解除により、法令その他により、本EULAに基づきシュナイダーエレクトリックの利益のためにかかる解除前に発生していたいづれかの権利または救済に影響を与えるものではありません。

17. 雑則条項

- 17.1 本EULAおよびその付録は、本ソフトウェア製品を使用するお客様の権利に関するお客様とシュナイダーエレクトリックとの間の完全合意を構成するものであり、同一の主題事項に関して従前になされた口頭、電子または書面による合意または了解の一切に取って代わるものです。本ドキュメンテーションは、本EULAに基づき許諾されるライセンスの不可欠な一部を構成します。本EULAの条件と本ドキュメンテーションの規定との間に相違がある場合、本EULAの条件が優先するものとします。本ソフトウェア製品のパッケージとともに供給される本EULAの印刷版の条件とコンピューターの画面上に表示される条件とが異なる場合、印刷版の条件が優先するものとします。
- 17.2 本EULAのいずれかの規定が管轄権を有する裁判所により無効、違法または履行強制不能と判示された場合、お客様およびシュナイダーエレクトリックは、かかる規定の当初の意図を考慮しつつ、それらが有効かつ履行強制可能となるよう変更するべくすべての合理的な措置を講じるものとし、またそのようにして変更された規定は、お客様およびシュナイダーエレクトリックによって完全に執行可能であり、他のすべての規定は引き続き有効であり、かかる判示された無効性、違法性または履行強制不能性により何ら影響を受けないものとします。
- 17.3 お客様またはシュナイダーエレクトリックが、本契約に基づくいずれかの権限、権利または特権の行使を怠った、あるいはこれに遅延したとしても、その放棄とみなされてはならないものとし、かかる権限、権利または特権を単一または部分的に行使したとしても、それらの他の場合またはその後の行使、またはその他の権限、権利または特権の行使を妨げないものとします。
- 17.4 本EULAの見出し語は単に参照の便宜のためのものであり、その解釈に影響を与えないものとします。
- 17.5 単数形を意味する語句は複数形を含み、複数形を意味する語句は単数形を含むものとします。
- 17.6 本EULA第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条および第14条は、第16.1条による本EULAの解除または本EULAに基づきお客様に付与されたライセンス権の終了後も存続するものとします。さらに、その性質により本EULAの解除または満了後も存続することが意図される規定および本契約に基づきお客様に付与されるライセンス権は、かかる解除または満了後も存続するものとします。また、本EULAに規定するお客様の補償義務はすべて、本EULAの解除または満了後も存続するものとします。

18. 準拠法および紛争

- 18.1 本EULAは、その抵触法の原則の適用を除き、日本法に排他的に準拠するものとします。可能である限りにおいて、シュナイダーエレクトリックおよびお客様は、国際物品売買に関する国際連合条約が本EULAに適用されないことに合意します。
- 18.2 両当事者は本契約により、本EULAの解釈または運用に関する訴訟その他の手続に関して、東京地方裁判所の専属管轄権に取消不能の形で同意しこれに服するものとします。
- 18.3 お客様は、お客様が本EULAの規定に違反し、かかる規定が明示的に執行されない場合、シュナイダーエレクトリックが回復不能の損害を被る（かつ法律上の損害賠償では十分に救済されない）ことを認め、これに同意します。したがって、お客様による本EULAの実際の違反または違反のおそれがあるときは、シュナイダーエレクトリックは、その他すべての権利または救済に加えて、（a）かかる違反を抑制する差止命令またはその他差止による救済（実際の損害を示すこと、または差止その他の保証金を供することを要求されない）、（b）本契約の該当する規定の特定履行命令、または（c）シュナイダーエレクトリックがその登記上の事務所または主たる事業所を有する国、および／または状況に照らして適切である場合にお客様が本ソフトウェア製品をインストール、コピー、実行その他使用する国の適用ある法令により認められる限りにおいて、その両方を求める権利を有します。

エンドユーザーライセンス契約 特定の種類のライセンス

お客様が取得したライセンスの種類に応じて、他の個別の使用権がお客様に付与される場合があります。

教育用ライセンス お客様が教育目的のみのために本ソフトウェア製品を取得することを希望する場合は、貴国内のシュナイダーエレクトリックの組織またはその認定再販業者にお問い合わせください。本ソフトウェア製品を学術または教育用ソフトウェアとして指定する場合、お客様が認定された教育ユーザーでなければ当該本ソフトウェア製品を使用する権限を与えられず、お客様が認定教育ユーザーでない場合、お客様は当該学術または教育用ソフトウェアに関し、本EULAに基づきいかなる権利も有するものではありません。お客様が認定教育ユーザーに該当するかの判定については、貴国内のシュナイダーエレクトリックの組織またはその認定再販業者にお問い合わせください。かかる学術または教育用の本ソフトウェア製品を使用するライセンスを許諾された場合、お客様は、当該本ソフトウェア製品を販売または譲渡してはならず、また当該本ソフトウェア製品を使用するお客様のライセンス権を、シュナイダーエレクトリックが認定教育ユーザーとして認定する人物を除き、第三者に再許諾してはなりません。

本EULAの本条において使用される場合、「人物」という語は、個人、企業、会社またはその他の法人が含まれるがこれらに限定されないものとして広範に解釈されるものとします。

フィールドテスト用ライセンス お客様がフィールドテストを目的とするライセンスを取得した場合、お客様は、フィールドテストライセンスに基づきお客様にライセンス許諾された本ソフトウェア製品が単にプレリリース版ソフトウェアであることを認め、これに同意します。そのため、かかる本ソフトウェア製品は、完全に機能しない場合があり、お客様は、本ソフトウェア製品の結果および性能に関するすべてのリスクを負担します。お客様は、フィールドテストライセンスに基づきお客様にライセンス許諾された本ソフトウェア製品をシュナイダーエレクトリックが商品化する前に当該本ソフトウェア製品を試験し、当該本ソフトウェア製品に含まれるエラー、バグまたは欠陥を特定することのみを目的として、当該本ソフトウェア製品をお客様の事業場内のコンピューター上でインストールおよび使用することができます。お客様は、お客様が発見したエラー、バグまたは欠陥をシュナイダーエレクトリックに速やかに報告することを含め、お客様による本ソフトウェア製品の使用に関してシュナイダーエレクトリックにフィードバックを提供するべく合理的な努力を尽くすことに同意します。したがって、本 EULA に矛盾するいかなる規定があろうとも、お客様は、フィールドテスト用ライセンスに基づきお客様にライセンス許諾された本ソフトウェア製品を用いてお客様が作製したアプリケーションを配信し、または譲渡することはできません。シュナイダーエレクトリックは、フィールドテスト用ライセンスに基づきお客様にライセンス許諾された本ソフトウェア製品をアップデートし、またはそれに関連するサポートを提供するものではありません。フィールドテスト用ライセンスに基づきお客様にライセンス許諾された本ソフトウェア製品には、一定期間経過後に本ソフトウェア製品を無効化し、使用不能にするコードが含まれる場合があります。上記の本ソフトウェア製品はお客様に対し本ソフトウェア製品が無効化される期間について警告を与えることを試みる一方、お客様は、当該本ソフトウェア製品が警告の有無にかかわらず無効化または使用不能となる場合があることを認め、これに同意します。かかる無効化時、本 EULA は解除されたとみなされます。本ソフトウェア製品の無効化が行われる前に、お客様は、適用されるライセンス料（該当する場合）をシュナイダーエレクトリックに支払い、かつシュナイダーエレクトリックより適切な有効化コードを取得することにより、シュナイダーエレクトリックより入手可能である場合にその時点で、本ソフトウェア製品の最終リリース時に本ソフトウェア製品のお客様のフィールドテスト用ライセンスを本 EULA に準拠する通常ライセンスに転換する契約をシュナイダーエレクトリックと締結することができます。

法人ライセンス

お客様が企業または法人でない限り、お客様は法人ライセンスを取得することはできません。

お客様がシュナイダーエレクトリックより法人ライセンスを取得した場合、本ソフトウェア製品がお客様に提供されるメディアは、法人ライセンスによってのみ本ソフトウェア製品の動作に使用することができるよう設定されるものとします。かかるメディアは、当該本ソフトウェア製品に対する法人ライセンスのライセンシーとしてお客様の企業名または企業グループ名を明記します。

本ソフトウェア製品を含むメディアは、当該本ソフトウェア製品を有効化するために必要なライセンスファイルとは別にお客様に提供されるものとします。かかるライセンスファイルは、法人ライセンスによってのみ当該本ソフトウェア製品を有効化できるよう設定されます。

法人ライセンスを取得する場合、お客様は以下の制限により同時使用ライセンスを取得します。

- ・お客様は、承認ユーザーによる使用のみを目的として、本サイトからおよび本サイトへ本ソフトウェア製品をインストールすることができます。
- ・法人ライセンスに基づきお客様にライセンス許諾された本ソフトウェア製品について、承認ユーザーでない人物による使用、ならびに本 EULA に定義する本サイトとして認定されない場所からまたは場所への使用は厳格に禁止されます。

法人ライセンスを取得する場合、本 EULA の第 2.2 条 (i) への明示的な逸脱として、以下のことが合意されます。

- お客様は、本ソフトウェア製品をお客様に提供するメディアおよび関連するライセンスファイルを複製する権利を含め、本ソフトウェア製品をコピーまたは複製する権利を取得します。
- お客様は、お客様の企業グループ（下記に定義するとおり）の一部である会社または法人による本ソフトウェア製品の使用を許可する権利を取得します。

いずれの場合においても、上記に規定する制限の範囲内で当該法人ライセンスに基づきお客様に付与される同時使用ライセンス権を行使することを唯一かつ限定的な目的とします。

本付録は、本 EULA の不可欠な一部を構成し、本付録に基づき明示的に逸脱されない本 EULA の条件はすべて、本付録に定める各条件に加えて、上記の規定に従ってお客様に適用されるものとします。

本契約中に使用する場合、かつ法人ライセンスのみの目的上、次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- 「**企業グループ**」とは、
 - a) お客様が (i) 発行済み普通株式の 50% を超える部分に付随する議決権について直接または間接的に所有または支配するか、(ii) その取締役会（またはこれに相当する機関）の取締役（またはこれに相当する者）の過半数の任命を直接または間接的に支配する会社または法人、
 - b) (i) お客様の発行済み普通株式の 50% を超える部分に付随する議決権について直接または間接的に所有または支配するか、(ii) お客様の取締役会（またはこれに相当する機関）の取締役（またはこれに相当する者）の過半数の任命を直接または間接的に支配する会社または法人、
 - c) 上記 (b) の場合に従ってお客様と同じ会社または法人により直接または間接的に所有または支配される会社または法人をいいます。
- 「**承認ユーザー**」とは、本ソフトウェア製品を使用する本サイトにおけるエンドユーザーをいいます。
- 「**本サイト**」とは、シュナイダーエレクトリックが最初に本ソフトウェア製品を供給したお客様の施設、ならびにお客様の施設およびお客様企業グループの施設（施設が同一の国内かまたは複数の国内に所在するかを問わない）のすべてをいいます。

